

## 変更許可申請と変更届の適用区分

事業種別及び項目	介護医療院サービス(入所)		居宅サービス (通所・短期入所)
	変更許可申請 第3号様式の2	変更届 第3号様式の3	変更届 第3号様式
	施設整備担当 03-5320-4266	施設運営担当 03-5320-4264	
<b>《介護保健施設サービス》</b>			
<b>敷地及び建物の構造概要の変更等</b>			
・ 敷地の面積及び形状	○		
・ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途及び面積の変更を含む）	○		
・ 施設の共用の有無・共用計画の変更	○		
<b>協力病院（協力歯科医療機関を含む）の変更等</b>			
・ 協力病院の変更	○		
・ 協力病院の追加		○	
・ 協力病院の名称、診療科名及び契約内容の変更		○	
<b>入所定員の変更</b>			
・ 入所定員の増員及び療養室の定員の増員	○		
・ 入所定員の減員		○	
<b>職員の変更等</b>			
・ 従業員の職種、員数並びに職務内容の変更	○		
・ 管理者（施設長）の変更		※1	
・ 管理者の改姓及び住所の変更		○	
・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号		○	
<b>運営規程</b>			
・ 施設の目的及び運営方針		○	
・ 従業員の職種、員数並びに職務内容	} 上記のとおり		
・ 入所(通所) 定員			
・ 入所者（通所者）に対する介護医療院サービスの内容		○	
・ 利用料その他の費用の額		○	
・ 施設の利用に当たっての留意事項		-	
・ 非常災害対策		○	
・ その他施設の運営に関する重要事項		○	
<b>その他法人及び施設の重要事項</b>			
・ 施設の名称及び開設場所の変更		○	
・ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所の変更		○※2	
・ 登記簿又は条例の変更		○	
・ 併設施設の概要		○	
<b>《居宅サービス共通》</b>			
・ 事業所の名称及び所在地			※3
・ 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名および住所			} ※4
・ 登記簿又は条例			
・ 事業所の種別			○
・ 事業所の平面図及び設備の概要	○※5		○※5
・ 管理者の氏名及び住所			※3
・ 事業の廃止、休止又は再開			○

事業種別及び項目	介護医療院サービス(入所)		居宅サービス (通所・短期入所)
	変更許可申請 第3号様式の2	変更届 第3号様式の3	変更届 第3号様式
《短期入所サービス(予防含む)》			
<b>運営規程</b>			}
・ 事業の目的及び運営の方針			
・ 従業員の職種、員数及び職務の内容			
・ 事業の内容及び利用料その他の費用の額			
・ 通常の送迎の実施地域			
・ 施設利用に当たっての留意事項			
・ その他運営に関する重要事項			
《通所リハビリサービス(予防含む)》			
<b>通所定員の変更等</b>			
・ 通所定員増・減員(ただし平面図(各室の用途及び面積)に変更がある場合は変更許可の後届出)	○※6		○※6
<b>運営規程</b>			}
・ 事業の目的及び運営の方針			
・ 従業員の職種、員数及び職務の内容			
・ 営業日及び営業時間			
・ 利用定員			
・ 事業の内容及び利用料その他の費用の額			
・ 通常の事業の実施地域			
・ サービス利用に当たっての留意事項			
・ 非常災害対策			
・ その他運営に関する重要事項			

- ※1 管理者(施設長)の変更は、第8号様式「管理者変更承認申請書」によって行うこと。
- ※2 法人の称号、所在地、または代表者の変更等で、法人所管官庁の認可を受けたものの届出に限る。
- ※3 介護医療院名称とは別に居宅サービス事業の名称を設けている場合の名称変更は第3号様式の届出による。介護医療院名称そのものの変更の場合は第3号様式の3によって届け出て、第3号様式による届出は必要ない。
- ※4 開設者の名称、事務所の所在地、代表者の氏名・住所の変更は第3号様式の3によって届け出ることとし、第3号様式による届出は必要ない。
- ※5、※6  
既存の通所リハビリテーションに充てる区域の面積に変更なく定員の増・減員を行う場合は、第3号様式による届出のみで可。通所リハビリテーションに充てる区域の面積の増減変更があり、入所サービスに充てる面積にも増減変更が及ぶ場合には、第3号様式の2の変更許可申請を行い、許可を受けた後、第3号様式による定員変更の届出を行う。